

霧島市地域雇用創造協議会ホームページ作成業務
公募型プロポーザル実施要領【募集期間延長後】

1 目的

本要領は、霧島市地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が実施する「霧島市地域雇用創造協議会ホームページ作成業務」の受託者を選定するために行うプロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

霧島市地域雇用創造協議会ホームページ作成業務

(2) 業務内容

別紙「霧島市地域雇用創造協議会ホームページ作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行場所

霧島市地域雇用創造協議会事務局（霧島市商工観光部商工振興課内）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

(5) 提案上限額

1,546,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

次のすべての要件を満たしている者。

(1) 法人格を有している者。

(2) 鹿児島県内に事業所を有すること。

(3) 地方自治体から当該委託業務に類似する業務を請け負った実績を過去5年以内に有する者であること。

(4) 霧島市物品購入等に係る指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第38号）による指名停止を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

4 契約締結までのスケジュール

	項目	期日
1	実施要領等の公表	令和7年1月15日(水)
2	質問の受付締切	1月22日(水) 2月5日(水) 正午必着
3	質問への回答	1月23日(木) 2月6日(木)
4	企画提案書等の提出締切(参加者→協議会)	1月29日(水) 2月10日(月) 17時必着
5	参加資格審査結果通知書(協議会→参加者)	1月30日(木) 2月11日(火)
6	プレゼンテーション及びヒアリング	2月3日(月) 2月12日(水) 10時00分～
7	審査結果の通知(協議会→全参加事業者)	2月5日(水) 2月14日(金) (予定)
8	仕様及び価格等の協議・契約締結	2月10日(月)まで 2月21日(金)まで

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

本プロポーザルに参加を希望する者は、次表に掲げる書類を提出すること。

なお、提出期限までに必要書類を提出しない者については、当該プロポーザルへの参加を認めない。

書類名	提出部数	注意点
企画提案書の鑑(様式1)	原本1部 副本5部	印鑑は実印を押印すること。
定款の写し	1部	◆ただし、霧島市の競争入札参加資格を有する者はこれら4つの書類の提出は不要。 ◆最新の事業年度の納税証明書の写しを提出するものとし、納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。
財務諸表(貸借対照表、損益計算書、事業報告書)	1部	
法人事業税の納税証明書の写し	1部	
法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書の写し	1部	
法人の概要書(任意様式)	6部	事業内容、経営実態等をわかりやすく記載すること。
事業実施体制調書(様式2)	6部	◆本業務を担当する管理責任者1人及び予定スタッフ全員について記入すること。 ◆本業務について、アドバイザー等の社外の協力体制がある場合はその内容も含めて記載すること。ただし、調書中の「現在の手持ち業務の状況」については省略可とする。

類似業務実績調書（様式3）	6部	同種業務のうち、令和元年度以降の自治体からの元請受注実績について4件以内を記入すること。
提案書（任意様式）	6部	
参考見積書（任意様式）	6部	◆本業務に必要な経費を算出し、内訳を詳細に記入すること。 ◆提案上限額の範囲内で積算すること。

(2) 提出期限

令和7年1月29日（水）~~2月10日（月）~~ 17時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「霧島市地域雇用創造協議会ホームページ作成業務企画提案書等在中」と朱書きのうえ発送し、発送後は提出先まで電話連絡を行うこと。

6 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4横、長辺綴じ、オールカラーで作成すること。
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。
 - ア ホームページの全体構成（サイトマップ）
 - イ トップページ及び各ページのデザイン案
 - ウ 導入するCMSの機能
 - エ セキュリティ対策の内容（特にオープンソースのCMSを導入する場合は、脆弱性に対する対応策について示すこと）
 - オ 業務体制・取組方針
- (4) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容がわかるようにすること。
- (5) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (6) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本実施要領に違反すると認められる場合
- (7) 企画提案書等の作成、提出などプロポーザル参加に要する経費については、全て参加者の負担とする。
- (8) 提出された書類は、受託者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

7 質問の受付及び回答

提出書類の作成等に関する質問は、所定の質問書（様式4）の提出により行うこととし、審査に支障をきたす質問や電話又は口頭による質問については受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年1月15日（水）から1月22日（水）~~2月5日（水）~~ 正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入の上、電子メールに添付して下記アドレスあてに送信する。なお、メールの件名には、「公募型プロポーザルに関する質問」と明記し、電子メールを送信した後に、提出先まで

電話連絡を行う。

電子メール shou-seisaku@city-kirishima.jp

電話番号 0995-64-0912（商工振興課直通）

(3) 回答方法

霧島市のホームページに掲載する。（公開日：令和7年1月23日**2月6日**（木））

8 審査及び評価

(1) 選定委員会の設置

優先交渉権者の特定に当たっては、「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、協議会が設置する「霧島市地域雇用創造協議会ホームページ作成業務委託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

(2) 審査

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和7年2月3日（月）13時30分～国分公民館3階中研修室

2月12日（水）10時00分～国分庁舎別館2階2-1会議室

イ 出席者

3人以内とし、主たる説明者は原則として管理責任者とする。

ウ 実施方法

プレゼンテーションは20分以内とし、その後ヒアリングを行う。

エ その他

- ◆ プロジェクター、スクリーン、ケーブル及びレーザーポインターは事務局において会場に用意する。その他必要な機材（PC等）は、参加者が持参し、機材の設置・操作を行うこと。
- ◆ 公平性を確保するため、応募者は他応募者のプレゼンテーションの傍聴は不可とする。
- ◆ 選考委員会の審査は非公開とする。
- ◆ 応募者のプレゼンテーション順は、提案書類の提出順とする。
- ◆ 開始時刻等の詳細は、提出書類の提出期限後、参加者あてに通知する。
- ◆ 欠席の場合は、本件審査対象から除外する。

(3) 評価の基準

審査基準のとおり。

(4) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、協議会と仕様及び価格等を協議の上、協議会の決定を受けることにより受託者となる。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められ

る場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記の仕様及び価格等の協議を行う。

なお、受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

(6) 提案内容の変更等

企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、優先交渉権者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、優先交渉権者との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (5) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は結果に関わらず返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、協議会に帰属する。
- (4) 業務の実施に関しては、本件プロポーザルの内容に関わらず、協議会と協議の上、行うこととする

11 問い合わせ先（提出先）

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市地域雇用創造協議会事務局（霧島市商工観光部商工振興課内）担当 西村

TEL : 0995-64-0912（直通） fax : 0995-64-0958

Email : shou-seisaku@city-kirishima.jp